復興庁令

○復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第一項及び第四項、第三十三条第一項、第二項第二号へ及び卜並びに第三十四条第二項及び第四項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「認定を受けようとする個人事業者又は法人は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」を「規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（以下この項及び次項において「申請者」という。）は、避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（法第二十条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、「、当該個人事業者又は法人の」を削り、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　申請者が法第二十五条の規定の適用を受けようとする場合においては、次に掲げる書類

イ　避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。次項及び第四項において同じ。）であって法第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となった区域内に平成二十三年三月十一日において本店又は主たる事業所が所在していたことを証明する書類

ロ　避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に記載されている避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。）の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕（以下この号において「施設の新設等」という。）に関する次に掲げる事項の内容が確認できるもの

(1)　施設の新設等をする予定地（次項及び第四項において「事業予定地」という。）

(2)　施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の総額及び積立期間

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十五条の規定の適用を受けようとする申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して三年を経過する日までの間に第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出するものとする。

第四条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項第四号ロ(2)の添付書類に記載する同号ロ(2)に規定する積立金の積立期間は三年を超えないものとするとともに、その末日は事業予定地に係る避難指示の全てが解除された日から起算して五年を経過する日以前とするものとする。

第十七条（見出しを含む。）中「第五十七条第六項」を「第六十七条第六項」に改め、同条第二号中「第五十八条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第五十九条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第三号中「第五十七条第一項」を「第六十七条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「第五十七条第二項第三号」を「第六十七条第二項第三号」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条（見出しを含む。）中「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条中「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条中「第五十一条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第五十一条第二項各号」を「第六十一条第二項各号」に改め、同条第二号中「第五十一条第五項」を「第六十一条第四項」に改め、同条第三号中「第五十一条第五項」を「第六十一条第五項」に改め、同条第四号中「第五十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条を第十九条とする。

第十一条第一項中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に、「交付担当大臣」を「生活拠点形成交付金交付担当大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「交付担当大臣」を「生活拠点形成交付金交付担当大臣」に改め、同条を第十八条とする。

第十条第一項中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に、「生活拠点形成交付金事業計画」を「生活拠点形成事業計画」に、「同項に規定する交付担当大臣」を「生活拠点形成交付金交付担当大臣（同項に規定する生活拠点形成交付金交付担当大臣をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「次条第一項に規定する交付担当大臣」を「生活拠点形成交付金交付担当大臣」に改め、同条を第十七条とする。

第九条中「第三十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画」を「第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画（法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一項及び第十九条第一項において同じ。）」に改め、「福島県等（」の下に「法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。」を加え、同条第一号中「第三十四条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条第二号中「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第三十五条第二項第二号」を「第四十五条第二項第二号」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「第三十五条第二項第三号ハ」を「第四十五条第二項第三号ハ」に改め、同条第一号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同条第二号中「（昭和三十一年法律第七十九号）」を削り、同条第三号中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削り、同条第五号中「第三十五条第二項第二号」を「第四十五条第二項第二号」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の見出し及び同条第一項中「第二十八条」を「第三十八条」に改め、同条を第十四条とする。

第六条の見出し及び同条第一項中「第二十七条」を「第三十七条」に改め、同条を第十三条とする。

第五条の見出し及び同条第一項中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同条を第十二条とする。

第四条の次に次の七条を加える。

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定の申請）

第五条　法第二十条第四項の規定により避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認定を受けようとする個人事業者又は法人は、別記様式第二の三による申請書に第四条第一項各号に掲げる書類のうち当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

（特定市町村）

第六条　法第三十三条第一項の復興庁令で定める福島の市町村は、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町及び新地町とする。